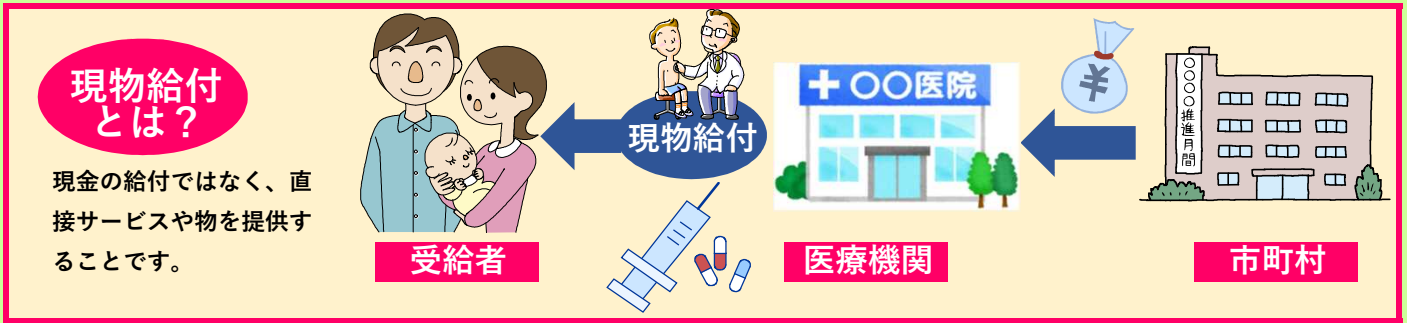


令和4年4月から

こどもの医療費の助成制度が中学卒業まで窓口無料化(現物給付)に変わりました!



県では、令和4年4月から中学校卒業までのこども医療費(保険診療に限る)の無料化を図ります。

医療機関窓口で現物給付の受給者証を提示することにより、原則医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができるようになりました。

受給者証をお持ちでない方は、市町村担当課で申請が必要です。

※市町村より、実施時期、対象年齢などが異なる場合があります。

※現物給付に対応していない医療機関がある場合は、これまでどおりの方法により助成を受けることになります。

これまで	対象児童	給付方法	一部自己負担金	R4.4~	対象児童	給付方法	一部自己負担金
通院	小学校入学前まで	現物給付	なし	通院	中学卒業まで	現物給付	なし
入院	中学卒業まで	小学校入学前まで現物給付、以降中学卒業までは自動償還		入院	中学卒業まで	現物給付	

ご注意! 以下の内容は助成の対象外となります。

健康診断や予防接種など
保険適用外の費用(健診、予防接種、診断書料、薬の容器代、おむつ代など)は対象外です。

一定規模の病床数を有する病院における初診料や特別な病室の利用にかかる費用など

入院時の食事療養費
病気やケガで入院したときにかかる食事療養費は、従来通り自己負担になります。
※食事療養費は各自治体によっては対象となる場合があります。

その他

転出後は受給者証を返納

お住まいの住所と受給資格者証の住所が違う場合は、受給資格者証は使えません。使えた場合でも、後日、転出元の市町村から医療費の返還が求められることになります。

入院には限度額適用認定証が必要

高額な医療費が見込まれる入院時には、高額療養費限度額認定証の手続きも忘れずをお願いします。(確認できない場合は、従来どおり医療機関窓口での支払い後、後日助成されることになります。)

※認定証の発行は保険証の発行機関にご相談ください。

その他の公費医療制度も活用しましょう。

未熟児の養育医療や小児慢性特定疾病医療費助成など、国の公費医療制度が活用できます。詳しくは各市町村担当課でご相談ください。

学校、保育園等でけがをした場合、子ども医療費助成制度ではなく、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先され、保護者に対して給付金(災害共済給付)が支払われます。手続きについては学校、保育園等にお問い合わせください。

休日・夜間の急なこどもの病気に

小児救急電話相談
#8000

休日・夜間の急なこどもの病気にどう対処するか迷った時に、看護師・医師から適切な対処方法をアドバイスします。

ダイヤル回線、#8000をご利用いただけない地域からおかけの場合は、

電話： **098-888-5230**

こどもが急な病気やけがをした際は

子ども救急
ハンドブック

こどもの急病で不安な時に「すぐに救急医療機関を受診するべきか」、「家で様子を見て大丈夫か」など、判断の参考となるハンドブックです。

子ども救急ハンドブック 沖縄県小児保健協会 **検索**



詳しい内容のお問合せは、お住まいの各市町村担当課へ